

竹取公園のイベント利用に関するガイドライン

広陵町 産業総合支援課

第1条 目的

このガイドラインは、広陵町都市公園条例（昭和51年3月広陵町条例第7号）、広陵町都市公園条例施行規則（平成17年7月広陵町規則第7号）及び広陵町行政財産使用料条例（令和3年12月広陵町条例第15号）に定めるもののほか、竹取公園（以下「公園」という。）のイベント利用における必要事項を定めることを目的とする。

第2条 方針

- 1 広陵町の商工業及び観光の振興を図り公園周辺の賑わい創出と魅力発信を行うため、次の各号のいずれかに該当するものについて、公園の利用を希望する者で次条に規定するもの（以下「利用者」という。）に対して、利用を認め、各種手続等を支援するものとする。
 - ① 広陵町の商工業及び観光の振興を図り、町内事業者の売上等の向上に寄与するもの
 - ② 広陵町産品及びサービスの魅力発信、認知度向上に貢献するとともに、民間メディアやインターネット等での情報発信によるイメージアップ等、広陵町にとって波及的効果が期待できるもの
 - ③ 公園周辺の賑わいや交流の場を創出し、またイベント利用を通じて町民及び来園者等の利便性の向上を図るもの
 - ④ 前3号に掲げるもののほか、公共性を有し、産業総合支援課長が開催を認めたもの
- 2 利用者は、公園の利用に当たっては、公園行為許可申請をはじめとした必要な手続を行うとともに、本ガイドライン及び各種法令等に従うものとする。
- 3 第1項に基づく支援に当たっては、広陵町又は広陵町教育委員会の後援名義使用許可を得ていること又は得る見込みがあることを条件とする。

第3条 利用条件

- 1 利用者は、会社法（平成17年法律第86号）等の法律に定められた法人又は会社法等の法律に定められた法人に準じる組織と認められる実行委員会等、最終的な責任の所在を明示することが可能な団体に限るものとし、次の各号のいずれかに該当する事業は、本ガイドラインの対象外とする。
 - ① 主催者及びその代表者の存在が明確であり、かつ、規約や会則等の定めがある団体以外が行う事業
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する団体及びその関係者が行う事業
 - ③ 専ら当該団体及びその構成員の利益、認知度向上又は親睦等を目的として行わ

れる事業

- ④ 政治活動、宗教活動、連鎖販売取引又はこれらに類する活動に該当する事業
- ⑤ 政治資金規制法（昭和 23 年法律第 94 号）に定める政治団体又は宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）に定める宗教団体（以下それぞれ「政治団体」、「宗教団体」という。）が行う事業

- 2 本ガイドラインによる利用が可能な公園内のスペースは、別紙に定める場所とし、利用の詳細については、産業総合支援課長と十分に協議をしなければならない。
- 3 公園の利用日の申請は 1 日単位とし、原則として連続 31 日以内とする。ただし、産業総合支援課長が必要と認める場合は、協議の上、利用期間を延長することができるものとする。
- 4 公園の利用時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとし、設営及び撤去時間を含むものとする。ただし、産業総合支援課長が必要と認める場合は、協議の上、利用時間を延長できるものとする。
- 5 利用者は、公園内及びその他に占有する行政財産に対して、それぞれの施設等において規定する占有料又は使用料を支払うこととし、占有料又は使用料の支払期限や返還等の条件は、各施設等に定められた条件に従うものとする。

第4条 利用に関する諸注意

- 1 公園のイベント利用は、第 2 条の規定に則したものとし、次の各号の注意事項を遵守しなければならない。
 - ① 町民及び一般利用者等の多くが楽しめるイベントであること。
 - ② 町民及び一般利用者等の安全確保を最優先し、その推進に努めること。
 - ③ 公園周辺の居住環境及び周辺の交通状況に配慮した運営に努めること。
 - ④ その他、産業総合支援課長の定める事項を遵守し、公共の利益に資するイベントであること。
- 2 多くの来場者や車両の往来が見込まれる場合は、交通渋滞及び路上駐車防止等について、産業総合支援課長、関連施設及び警察署と事前に協議し、対策を講じること。
- 3 火気を取り扱う場合は、産業総合支援課長及び消防署と事前に協議し、対策を講じること。
- 4 来場者及び周辺住民の安全を確保するため、会場内に設置する備品及び機材等については、強風対策や転倒防止措置を行うこと。
- 5 音響機器を使用する際、音量は奈良県生活環境保全条例（平成 8 年 12 月奈良県条例第 8 号）及び奈良県生活環境保全条例施行規則（平成 9 年 3 月奈良県規則第 41 号）に基づくこと。ただし、当該条例等の基準内であっても、周辺環境に影響があると認められる場合は、必要な対策を講じること。

第5条 利用制限

産業総合支援課長は、イベントの内容が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、利用を認めないものとする。

- ① 公の秩序又は善良なる風俗に反するおそれがあるもの
- ② 特定の政治団体又は宗教団体等の利益となるもの
- ③ 集团的・常習的に暴力的不法行為を行う団体の利益となるもの
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及びこれに類するもの
- ⑤ 人種、出身国、民族、宗教、性別、性的指向、障がい等、自ら主体的に変更することが困難な事項について、個人又は集団を攻撃、脅迫及び侮辱する差別的憎悪表現を用いた内容が含まれるもの
- ⑥ 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認められるもの
- ⑦ 公園を損傷する行為又は公園の管理運営上の支障があると認められるもの
- ⑧ 大音響、不快な臭い又は強い発光等により、公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
- ⑨ 過去5年以内に、第8条による利用の取消しを受けた利用者の申請に係るもの。ただし、利用者の責任によらない理由による取消しを除く。
- ⑩ 過去5年以内に、利用終了後、相当な期間に渡り報告を怠った利用者の申請に係るもの
- ⑪ 産業総合支援課長が、イベント実施までの間で、関係機関との調整を行う時間が明らかに不足していると判断したもの

第6条 利用申請

- 1 利用者は、あらかじめ産業総合支援課長と実施内容等について協議し、竹取公園イベント利用申請書（第1号様式）及び次に掲げる事項を記載した資料（第1号様式 別紙1及び別紙2ほか）を提出すること。
 - ① イベント名、イベントの目的及び趣旨、開催概要
 - ② 主催団体の概要、構成員及び代表者名、代表者の連絡先
 - ③ 公園の利用範囲及び利用形態
 - ④ 開催スケジュール
 - ⑤ 開催までに必要となる申請手続及び必要書類
 - ⑥ 運営体制
 - ⑦ 収支予算書（第1号様式 別紙1）
 - ⑧ 警備計画
 - ⑨ その他、イベント利用に際して必要と認められるもの
- 2 利用申請は、利用開始日に係る月の6か月前の1日から受け付ける。
- 3 産業総合支援課長は、申請書及び必要書類が本ガイドラインに則した内容であることを審査した上、竹取公園イベント利用申請の結果について（第2号様式）により採択又は不採択の結果を通知するとともに、庁内手続を含むイベントの開催に必要な

な手続を支援する。

第7条 利用の取下げ又は内容の変更

- 1 利用者は、本ガイドラインの定める範囲で、自己の都合による公園の利用を取下げ又は変更することができる。
- 2 承認を受けたイベント利用を取り下げるときは、イベント利用取下申請書（第3号様式）を提出する。
- 3 承認を受けたイベント利用の内容を変更するとき、竹取公園イベント利用変更申請書（第4号様式）を提出する。
- 4 産業総合支援課長は、第2号様式によって採択したイベントの取下げ又は変更の申請があった場合は、竹取公園イベント利用取下・変更申請の結果について（第5号様式）により結果を通知する。
- 5 利用日までに、特段の理由なく、第3条5項に規定する期限までに占用料又は使用料の支払が行われなかった場合、利用者の申請が取り下げられたものとみなす。その場合に発生する利用者への損害については、町は一切の責任を負わない。

第8条 利用の取消し

産業総合支援課長は、次の各号のいずれかに該当した場合、第2号様式により採択の結果を取り消すことができる。

- ① 公園利用に必要な手続書類に虚偽の記載があったとき。
- ② 利用内容が各種法令又は本ガイドラインに違反しているとき又はそのおそれがあり、改善の指示に従わなかったとき。
- ③ 利用内容が、一般利用者又は周辺住民等に危険を生じさせ、又はそのおそれがあり、改善の指示に従わなかったとき。
- ④ 承認された場所以外での行為又は備品等の設置を行い、改善の指示に従わなかったとき。
- ⑤ 大音響、不快な臭い又は強い発光等によって一般利用者又は周辺住民からの苦情が寄せられ、又はそのおそれがあり、改善の指示に従わなかったとき。
- ⑥ 災害その他の不可抗力によって、公園の利用ができなくなったとき又はそのおそれがあるとき。
- ⑦ 公園の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
- ⑧ 理由を問わず、後援名義使用申請、公園内行為許可申請、行政財産使用承認申請等のイベント開催に必要な申請に対する許可等が取り消されたとき。
- ⑨ その他、産業総合支援課長が利用について不適切であると判断したとき。

第9条 広報

- 1 利用者は、イベント内容や開催期間を問わず、催事の概要が一覧できる資料を作成し、町民及び来場者等に対して広報を行うこと。

- 2 広報する資料等の内容は、公開前に産業総合支援課長による確認を受けること。
なお、同資料には設営時、開催中及び撤去時の問合せ先の担当者名及び連絡先を明示すること。
- 3 多くの来場者及び自動車の往来が見込まれるイベント利用の場合は、近隣住宅への周知を行うこと。
- 4 広報は、第2号様式による採択の結果通知を受けた後から行うこと。ただし、利用者が異なる複数イベントにつき連名で広報を行う場合は、当該全てのイベントが採択の結果通知を受けた後に行うこと。

第10条 設営撤去及び原状回復

- 1 イベントに関する資機材等の調達、設置及び撤去等に係る作業は、利用者の責任において実施すること。
- 2 利用者は、前項の資機材等を撤去したときは、設置場所の原状回復をするとともに、清掃し、イベント利用に際して発生したゴミ等は全て持ち帰るなど利用者の責任において適切に処分すること。

第11条 報告

利用者は、イベント利用が終了したときは、竹取公園イベント利用結果報告書（第6号様式）及び次の各号について記載された資料（第6号様式 別紙1ほか）を提出すること。

- ① イベント来場者数
- ② イベント全体の売上額（物販、飲食販売、役務提供等を行うイベントの場合）
- ③ 収支報告書（第6号様式 別紙1）
- ④ 事故・クレームの件数及び内容
- ⑤ その他、イベント利用状況の把握に必要と認められるもの

第12条 利用者の責任及び損害の補償

- 1 利用者は、イベント利用によって公園の毀損又は汚損等が生じたときは、速やかに復旧すること。その際、当該復旧にかかる費用は全て利用者が負担すること。
- 2 利用者は、イベント利用によって町又は第三者に損害を与えたときは、利用者の責任において補償等の適切な措置を講じること。
- 3 利用者は、前2項及びこれに類する事態が生じたときは、速やかに産業総合支援課長に連絡し、事態の顛末を記した報告書を提出すること。
- 4 利用者は、第6条の利用申請をもって、次の各号の定めに同意したものとみなす。
 - ① イベント等に関する一切の責任は、全て利用者が負うこと。
 - ② イベント等が第三者の権利を侵害するものではなく、またイベント等に関する財産権の全てについて、適切な権利処理が完了していること。
 - ③ 広陵町に対して、公園のイベント利用に関する損害賠償請求がなされた場合は、

利用者の責任及び負担において解決すること。

- ④ イベント会場及び告知媒体等において、広陵町が実施する商工業及び観光振興に関する調査・広報等に協力すること。

第13条 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、産業総合支援課長が関連機関と協議の上、決定する。

飲食物等の提供を伴うイベント利用に関する特記事項

- 1 食品営業事業者がイベント会場で「営業」*として飲食物の提供を行う場合は、奈良県の自動車飲食店営業許可または露店飲食店営業許可があることを営業許可証等の提示により確認すること。
*「営業」とは、反復継続して不特定多数を対象に食品を提供する行為を指します。
- 2 食品営業事業者以外の主催者（自治体、学校、PTA、社会福祉施設、商工会、事業所等）が社会通念上、「営業」と認められない範囲で臨時的に飲食物の提供を伴うイベントを行うときは、奈良県が要領に定める「祭典行事等に付随する食品営業類似行為に関する指導要領（平成23年4月1日施行、令和6年3月15日改正）」を遵守し、イベントの開催1週間前までに管轄する保健所に食品営業類似行為等実施計画報告書を提出し、食品衛生に関する指導を受けること。その他、不明な点についても、保健所へ確認を行うこと。
- 3 飲料等（酒類等を含む）の単純な仕入販売を行う場合は、可能な限り広陵町内の卸売店等から仕入れること。
- 4 食品の安全性を確保し、参加者の健康被害を未然に防止するため、イベント実施中は食材の温度管理、加熱調理の徹底、器具の洗浄、手洗いの徹底および消毒の実施等、衛生管理を行い、食中毒の発生防止に努めること。
- 5 会場内に飲食用のスペース等を設置する場合は、設置物が一般利用者の妨げにならないよう対策を講じること。
- 6 飲食物等の提供に付随して発生する汚水又は飲み残し等をイベント関係者及び来場者が雨水枡やグレーチングに直接廃棄しないよう対策を講じること。
- 7 調理に伴い発生する臭気及び排出される煙への対策を十分に講じること。
- 8 移動販売車、保冷車等のイベント会場内での使用を目的とする車輛は、常時、車のエンジンを停止すること。
- 9 食中毒、アレルギー反応その他の原因による痙攣、転倒及び嘔吐等に対する十分な対策を講じるとともに、吐瀉物による感染症の拡散防止に努めること。

酒類等の提供を伴うイベント利用に関する特記事項

- 1 酒類等の単純な仕入販売を行うときは、販売者の酒販免許の証明書類を事前取得し、産業総合支援課長が提出を求めた場合、速やかに応じること。また、開催中は証明書類の複製をいつでも確認できる位置に掲示すること。
- 2 酒類等の提供を行う場合は、販売窓口毎に購入者の年齢確認を徹底し、未成年に対する販売を行わないこと。また、年齢確認の実施状況に関する報告を求められ、又は立入調査が実施された場合は、いかなる時であっても誠実にこれに応じること。
- 3 飲酒運転及び飲酒運転幫助の防止について、事前及び開催中に誰の目にも明らかな手段による周知を行うこと。
- 4 事前及び開催中の過度の飲酒を防止する注意喚起を徹底するとともに、酩酊又は泥水状態にある来場者の早期発見やトラブルの未然防止に努めること。

火気の使用を伴うイベント利用に関する特記事項

- 1 ガソリン・軽油・灯油・可燃性ガス・木炭・練炭等の火気の使用を伴うイベントを実施する場合は、事前に消防署との協議を行い、指導に従うこと。
- 2 ガスコンロ・炭焼き機・ガソリン発電機等の可燃性燃料を用いる器具は一般利用者と明確に隔離し、関係者以外が触れられない場所で管理すること。また、周囲に可燃物を配置しない等、火災の発生を未然に防ぐ措置を講じること。
- 3 ガスボンベやガソリン携行缶等の気体又は液体燃料タンクは、机の脚やテントの柱に固定する等の転倒等による燃料漏れを防ぐ措置を講じること。
- 4 イベントの終了後は、消火確認の後、可燃性燃料を用いる器具を安全に撤去すること。また、可燃性の残置物がないよう責任者による確認を徹底すること。

[様式]

- 第1号様式 竹取公園イベント利用申請書
- 第2号様式 竹取公園イベント利用申請の結果について
- 第3号様式 竹取公園イベント利用取下申請書
- 第4号様式 竹取公園イベント利用内容変更申請書
- 第5号様式 竹取公園イベント利用取下・変更申請の結果について
- 第6号様式 竹取公園イベント利用結果報告書

施行日 令和7年11月1日